



かづますはんもつ
19 滝川一益判物

天正10年（1582年）3月28日

織田家家臣滝川一益が極楽院に対し、
上野国における山伏（修験者）の年行事
職（総支配権）を安堵した文書です。天
正10年（1582年）3月、甲斐国天目山の
戦いで武田勝頼は敗北し、武田家は滅亡
しました。旧武田領国は織田信長の支配
下となり、上野国には重臣の滝川一益が
入国しました。この文書からは一益が入
国直後より精力的に領国支配を行って
いた様子が窺われます。しかし、一益に
よる上野国支配は6月に発生した本能寺
の変で一変することになりました。

浦野安孫家文書 P0603 No.2

【19】 滝川一益判物

(P0603 浦野安孫家文書 No.2)

〔読み下し文〕

上野國惣山伏中年行事職、前々の如く異儀有るべからず候、仍
つて状件の如し

天正拾年 瀧川

三月廿八日一益（花押）

極楽院